

第 1 章 総論

1. 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

「健康」を実現することは個人の問題であり、一人ひとりが主体的に取り組む課題であるとも言えますが、その実現には社会全体の支援が不可欠です。

国においては、平成 13 年度に「21 世紀における国民健康づくり運動（健康日本 21）」を策定し、平成 22 年度を目途に具体的な目標設定をしました。その後、中間評価報告書を取りまとめ、計画期間を平成 24 年度まで延長しました。

また、平成 14 年度には健康増進法の制定により、市町村においても市町村健康増進計画を策定することとなりました。平成 18 年度には、特定健康診査・特定保健指導の実施を保険者に義務づける医療制度改革が行われたほか、がん対策基本法、自殺対策基本法が相次いで制定されました。

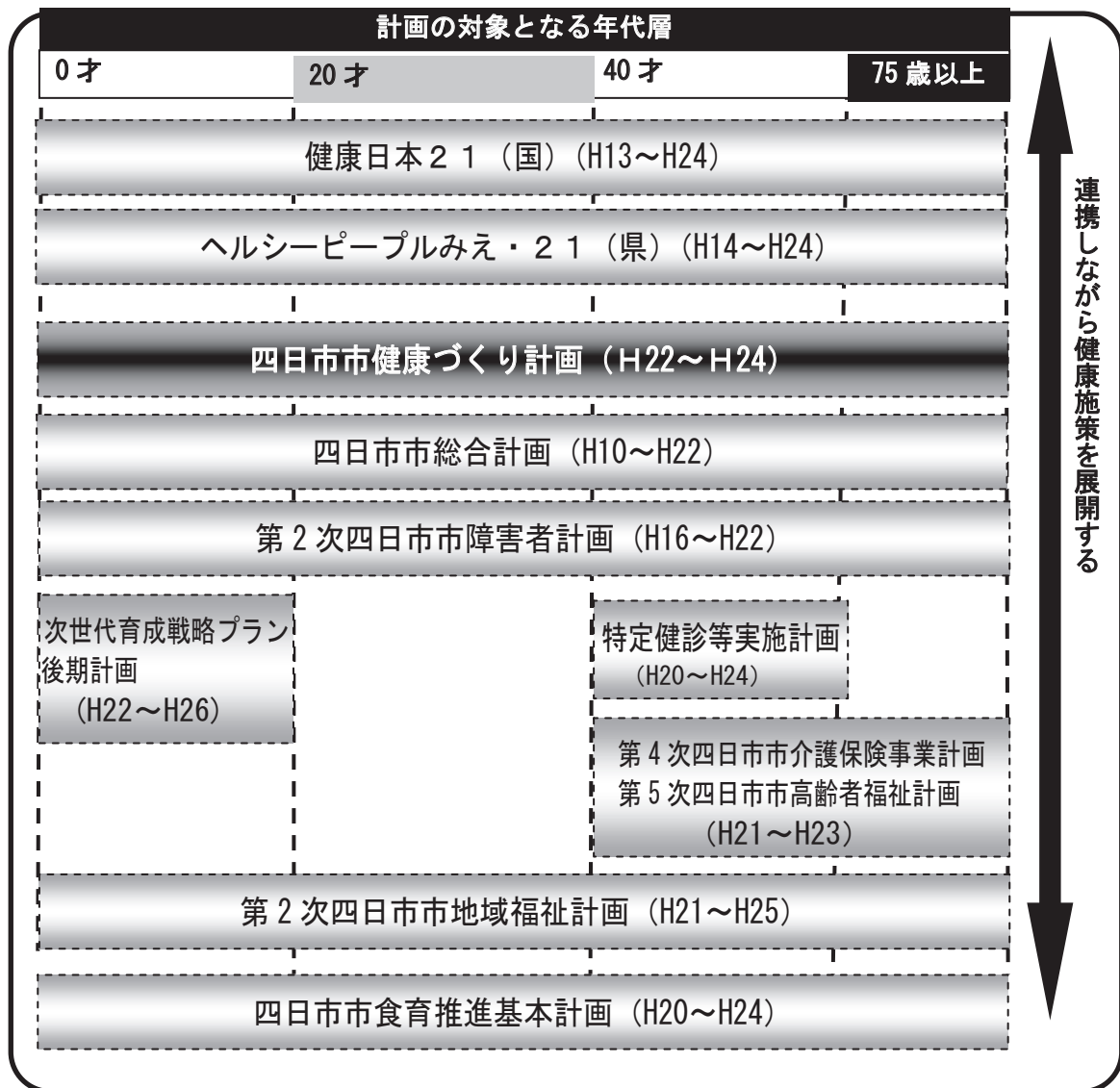
本市においては、健康増進法に基づき、健康寿命の延伸等を実現するため、平成 15 年度に「**四日市健康づくり 21～元気で暮らそに！～**」を、平成 22 年度を目途に策定し、健康づくり事業を推進してきました。平成 19 年度には、各種健康づくり事業の評価、健康づくりに関するアンケート調査等を実施し、**計画の中間評価**を行いました。

本市は平成 20 年 4 月に保健所政令市に移行し、生活習慣病対策を中心とした一次予防にとどまらず、精神保健、感染症、食の安全、生活衛生、動物愛護を所管することとなりました。また、従来市が取り組んできた保健・福祉だけでなく、地域医療体制においても市が取り組むことが可能になりました。

このため、平成 15 年度に策定した「四日市健康づくり 21」で取り組んでいる**健康づくり事業に加え、新たに保健所で行っている健康危機管理の業務を含めた健康分野の総合的な計画として、「四日市市健康づくり計画」**を策定するものです。

(2) 計画の位置づけと役割

この計画は、現四日市市総合計画（平成 10～22 年度）の柱の一つである「健康で安心して暮らせるまちづくり」のために、四日市市の健康分野の事業を整理し、方向性を定め、市民一人ひとりの「健康」の実現をめざすための計画として位置づけます。



四日市市の各種計画と「健康づくり計画」との関係

＜四日市市総合計画＞

現四日市市総合計画（平成 10～22 年度）は「人と文化と自然を育む活気あふれる港まち四日市」を都市像とし策定した計画です。当健康づくり計画はその5つの基本目標の一つである「健康で安心して暮らせるまちづくり」を基本理念として、健康に関連した事業を具体化し推進します。また、現在策定を進めている新総合計画（平成 23～32 年度）の策定段階においても当計画の推進上で議論した事を提案すると同時に、必要に応じて当計画の見直しを行うこととします。

<第2次四日市市障害者計画>

「お互いの人権を尊重しあう誰もが暮らしやすいまちづくり」を基本理念に掲げ、障害者施策の課題や取組を示した計画です。障害や病気の有無に関わらず、それぞれの人権を尊重しつつ、各々の立場で「健康づくり」に取り組むことが重要であるとの考えで、健康づくり計画においても推進していきます。特にこころの病や感染症に対する偏見を取り除くため正しい知識の啓発に努めます。

<四日市市次世代育成戦略プラン後期計画>

次世代育成戦略プランは、行政経営プランと整合を図り、まちづくり、安全・安心、人権・協働、教育環境、児童福祉などの多岐にわたる分野についての総合的な計画であり、その柱の一つに「保健・医療」が位置づけられています。妊娠期からの関わりや乳幼児等の健やかな成長のための体制づくりや方向性を、この計画においても推進していきます。

<四日市市国民健康保険特定健診等実施計画>

特定健診等実施計画は、健康的な生活習慣を市民生活に定着させ、生活習慣病に早期対応を行うために特定健診及び特定保健指導の実施体制を明らかにするために策定された計画です。健康づくり計画においても健診は重要な柱の一つであり、規則正しい食生活や運動習慣と共に、自己管理を行うための健診を一つの生活習慣として位置づけ、推進に努めます。

<第4次四日市市介護保険事業計画、第5次四日市市高齢者福祉計画>

住み慣れた家、住み慣れた地域で豊かな老後を実現するため「地域ケア」を進めるための計画です。「健康づくり」で介護予防を推進すると共に、安心して医療を受けられる体制が「地域ケア」においても不可欠であり、この計画においても推進していきます。

<第2次四日市市地域福祉計画>

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化にともない、家族や地域における支え合いの機能が低下している状況において、「新たな支え合い」を構築するための計画です。保健・医療・福祉の切れ目のない連携が、生活を支える上で重要であり、健康づくり計画においても基本方針にその視点を取り入れていきます。

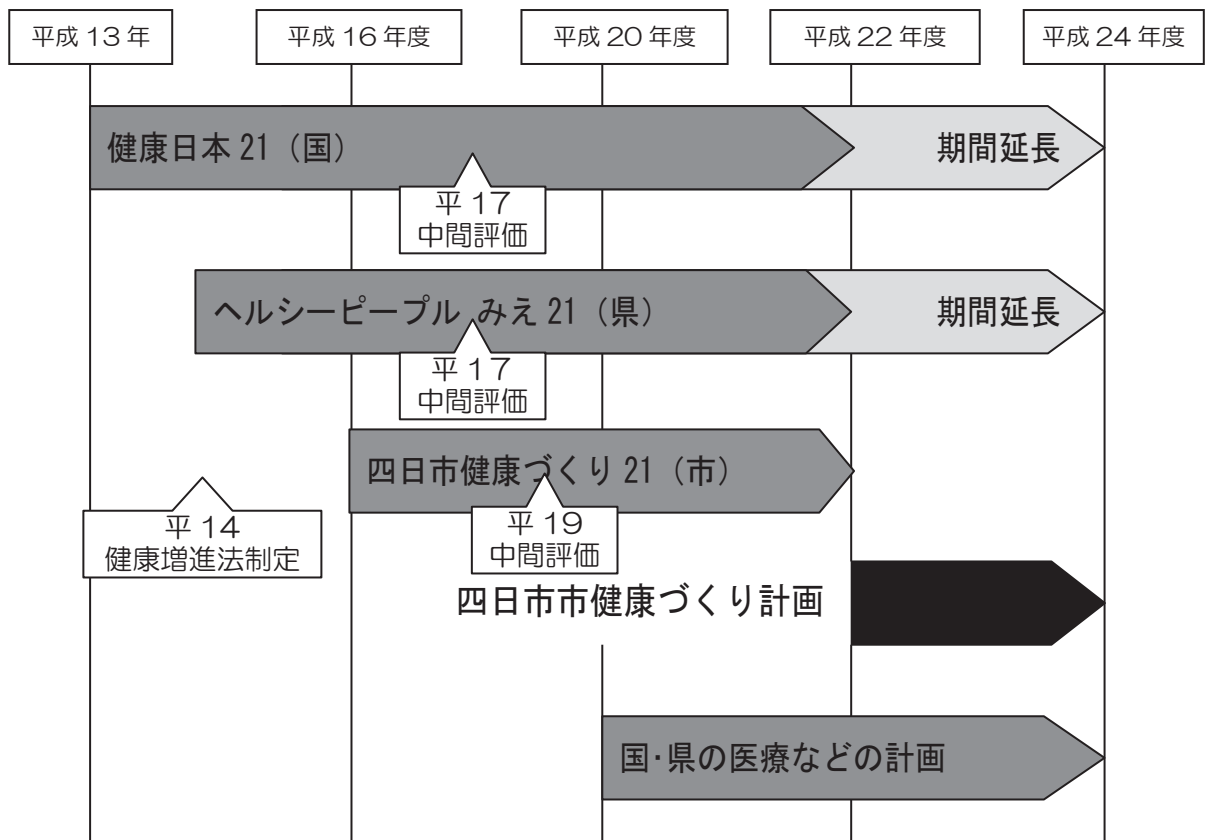
<四日市市食育推進基本計画>

「食」を多方面から捉え、家庭や学校、地域などの食生活の現場での取組を進め、食への関心を高めるための総合的な計画です。健全な食は心身の健康になくてはならない要素であり、健康づくり計画においては様々な年齢層に対して生活習慣を見直すための取組を通じて食育の推進をしていきます。（各部局の食育推進の目標については附属統計資料P92参照）

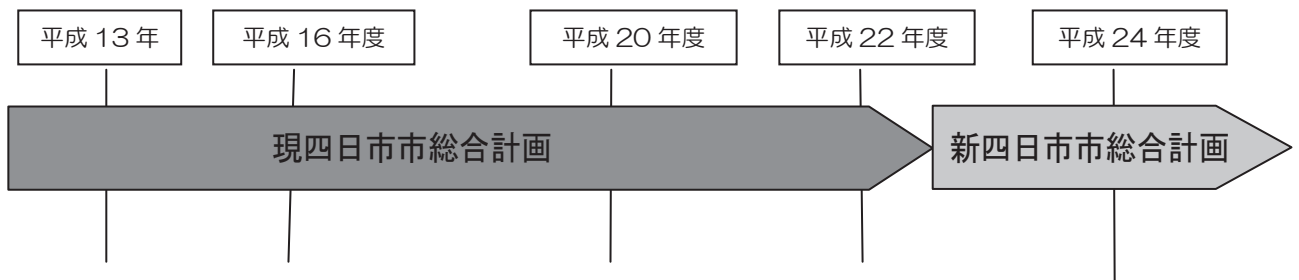
(3) 計画の期間

この計画は、平成 20 年 4 月の保健所設置に合わせて策定を行うものですが、国・県の健康増進計画の期間との整合を図るべく、平成 22 年度から平成 24 年度の 3 年間を計画期間とします。

計画の期間について



参 考



2. 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

健康であることは、すべての市民の願いであると同時に、一人ひとりが自ら取り組まなければ達しえないことでもあります。これまで、本市では「四日市健康づくり 21～元気で暮らそに！～」に基づき、市民一人ひとりの健康づくりを地域社会全体が支援してきました。今後も、だれもが心身共に健康に暮らすために、市民一人ひとりの主体的な「**健康づくり**」の観点が重要となります。

また、少子化が進む現代社会においては、次世代をいかに育成するかが課題となっています。

本市においても、年々出生数が減少する傾向にあること、そして多くの疾病予防などにおいては、乳幼児から健康を意識して規則正しい生活を行うことが必要であることなどから、安心して子どもを産み、健やかに育てられるよう、「**子育て**」の観点が重要となります。

一方、乳幼児から高齢者に至るまで、病気や障害のあるなしにかかわらず、生活の質を高めるためには、心身の健康とともに、暮らしの安全・安心が欠かせません。しかしながら、食への信頼を揺るがすような事案や薬害、新型インフルエンザなど、健康を脅かす問題が多く発生しており、市民の不安へとつながっています。そのため健康を維持し、新たな危機への的確な対応を通じて「安全」を確保するとともに、それが市民の「安心」へとつながることが必要であり、「**安全・安心**」の観点が重要となります。

本市は保健所政令市となり、市民の「子育て」や「健康づくり」と「安全・安心」にかかわる行政サービスを総合的に担うこととなりました。このため、現総合計画（平成 10 年度～平成 22 年度）における柱の1つである

『健康で安心して暮らせるまちづくり』

をこの計画の基本理念とし、健康づくりに関する総合的な取組を進めます。

(2) 目標

基本理念「健康で安心して暮らせるまちづくり」に向けて、「子育て」「健康づくり」「安全・安心」の観点から、次の8つの目標を設定します。

「子育て」

①「子の健やかな成長」に関する目標

安心して出産・子育てでき、子どもが健やかに成長できるまちをめざす

「健康づくり」

②「生活習慣」（食生活、運動、健診）に関する目標

自ら健康管理を行えるまちをめざす

③「こころ」に関する目標

こころの病や障害をこえて、すべての人がこころ豊かに暮らせるまちをめざす

「安全・安心」

④「感染症」に関する目標

感染症を予防し、感染拡大を防げるまちをめざす

⑤「医療」に関する目標

安心して地域で医療を受けられるまちをめざす

⑥「薬物」に関する目標

薬物による健康被害のないまちをめざす

⑦「生活衛生・動物」に関する目標

安全で、衛生的に暮らせるまちをめざす

⑧「食品の安全」に関する目標

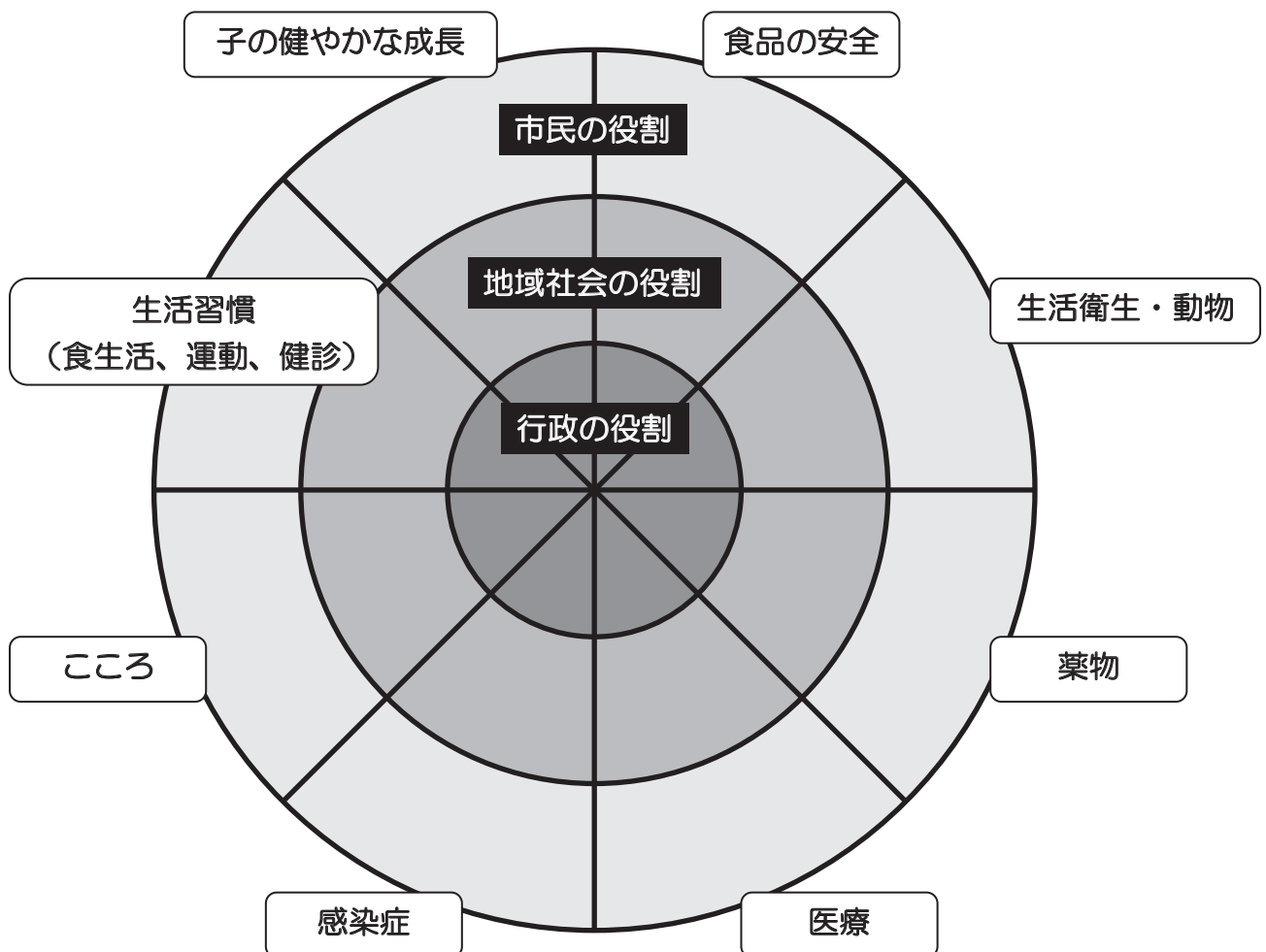
安全・安心な食生活をいとなめるまちをめざす

(3) 戦略及び基本方針

前記の基本理念のもと、市民、地域、職域、各種団体、行政などが行う役割を明確にし、協働・連携による健康づくりを推進するため、以下の3つの基本方針を定めます。

- ①「市民」の基本方針
市民が主体的に自分の健康を守り、健康寿命を延ばす
- ②「地域社会」の基本方針
地域全体で、健康づくりを支援するための体制を整える
- ③「行政」の基本方針
市民の健康と生命を守るための健康危機管理体制を整える

健康事業の観点と、「市民」「地域社会」「行政」の役割のイメージ図



施策の体系

健康で安心して暮らせるまちづくり

